

公益財団法人四国中央市スポーツ協会

国民体育大会参加奨励費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、四国中央市における競技スポーツのレベルアップを図るため、国民体育大会(以下「国体」という。)参加者に対し、公益財団法人四国中央市スポーツ協会(以下「本会」という。)が奨励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨励の対象)

第2条 愛媛県を代表して参加する個人又は団体に対して予算の範囲内で交付する。(他市からの出場は対象外とする。)

(奨励費の額)

第3条 奨励費の額は、次の第1号に定める額に第2号による人数を乗じて得た額とす。但し、1チームにかかる総額の限度額は、70,000円とする。

- (1) 監督・コーチ・選手各1名に対し、7,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による指導者及び選手の数(当該国体開催要項に定められた人員の範囲内に限る。)

(奨励費の交付)

第4条 会長は、公益財団法人愛媛県スポーツ協会より提出された国体参加者名簿を審査し、適正であると認めるときは、当該年度に奨励費を交付する。

(要綱の改廃)

第5条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人四国中央市体育協会の移行の登記の日(平成24年6月11日)から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。